

大阪市 CNP 認証取得にかかる推進事業（ヤード照明の LED 化）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市 CNP 認証取得にかかる推進事業（ヤード照明の LED 化）補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

（補助の対象及び補助率）

第2条 補助の対象となる経費は、令和7年3月14日までに完了する夢洲コンテナターミナルにおけるヤード照明（国が所管する照明を除く）の LED 化に要する費用（設計費用・工事費用）とする。

2 補助金の額は、前項に定める経費のうち、国又は大阪府、市町村等から交付を受けた補助の額を差し引いた金額の3分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）で、令和6年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

3 補助金の交付を受けたものは「港湾のターミナルの脱炭素化の取組に関する認証制度」における認証取得に向け、関係者とともに申請手続きを実施するものとする。

（交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市 CNP 認証取得にかかる推進事業（ヤード照明の LED 化）補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業着手の30日前までに、市長に提出しなければならない。ただし、特別の事情により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）設計・工事見積書または設計・工事契約書の写し
- （4）設計・工事内訳明細書
- （5）設計・工事仕様書
- （6）その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市 CNP 認証取得にかかる推進事業（ヤード照明の LED 化）補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市 CNP 認証取得にかかる推進事業（ヤード照明の LED 化）補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから 30 日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第 5 条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第 1 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第 7 条第 1 項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市 CNP 認証取得にかかる推進事業（ヤード照明の LED 化）補助金交付申請取下書(様式第 4 号)により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して 10 日とする。

(交付の時期等)

第 6 条 市長は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了後、第 12 条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第 7 条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更をしようとするときは、大阪市 CNP 認証取得にかかる推進事業（ヤード照明の LED 化）補助金変更承認申請書(様式第 5 号)を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市 CNP 認証取得にかかる推進事業（ヤード照明の LED 化）補助金中止・廃止承認申請書(様式第 6 号)を市長に対し提出し承認を受けなければならない。ただし、補助金の予定金額が交付決定額より低くなる場合で、補助事業の目的及び内容に変更の無い場合は、この限りではない。

(事情変更による決定の取消し等)

第 8 条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市 CNP 認証取得にかかる推進事業（ヤード照明の LED 化）補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第 7 号)により補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

- 4 第 3 条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業等の適正な遂行)

第 9 条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第 10 条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市 CNP 認証取得にかかる推進事業（ヤード照明の LED 化）補助金実績報告書（様式第 8 号）に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、事業が完了した日の翌日から起算して 10 日以内又は令和 7 年 3 月 14 日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）
- (4) 補助事業にかかる契約書（最終設計変更）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市 CNP 認証取得にかかる推進事業（ヤード照明の LED 化）補助金額確定通知書（様式第 9 号）により補助事業者へ通知するものとする。

(決定の取消し)

第 13 条 規則第 17 条第 3 項の規定による通知においては、市長は大阪市 CNP 認証取得にかかる推進事業（ヤード照明の LED 化）補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 12 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。